

# 柳川市保育施設利用調整指数表

## 点数表

(必要)

更新日時: 2020/12/21

|    | 区分    | 細目                | 備考                                        | 点数  |
|----|-------|-------------------|-------------------------------------------|-----|
| 1  | 就労    | 120時間以上           | 原則、月に15日以上勤務が必要                           | 80  |
|    |       | 60時間～120時間未満      | 原則、月に15日以上勤務が必要                           | 50  |
| 2  | 妊娠・出産 |                   | 入所児童の弟妹が、産前8週～1才になる月の末日まで                 | 80  |
| 3  | 疾病・障害 | 証明書等あり            | 診断書等の証明書、介護認定、障がい者手帳等含む                   | 80  |
|    |       | 証明書等なし            | 民生委員の署名を含む                                | 20  |
| 4  | 介護・看護 | 証明書等あり又120時間以上    | 診断書等の証明書、介護認定、障がい者手帳等含む                   | 80  |
|    |       | 証明書等なし又60～120時間未満 | 民生委員の署名を含む                                | 20  |
| 5  | 災害復旧  |                   |                                           | 300 |
| 6  | 求職活動  | 誓約書               |                                           | 10  |
|    |       | 求職活動報告書           |                                           | 9   |
| 7  | 就学    |                   |                                           | 80  |
| 8  | 虐待・DV | 証明書あり             | 裁判所、児童相談所等の公的証明の通知がある場合                   | 300 |
| 9  | 育児休業  |                   | 育児休業中の弟妹のいる入所児童                           | 40  |
| 10 | その他   |                   | 児童福祉の観点から福祉事務所長が特に保育の必要性が高いと判断した場合(里親も含む) | 300 |

## 優先利用(加点)

|   | 区分           | 備考                            | 加点数 |
|---|--------------|-------------------------------|-----|
| 1 | ひとり親家庭       |                               | 35  |
| 2 | 生活保護世帯       |                               | 1   |
| 3 | 生計中心者の失業     |                               | 40  |
| 4 | 虐待・DV        | 相談係からの相談あり                    | 15  |
| 5 | 障害児          | 在宅障害児(者)世帯(証明書あり)に準ずる場合       | 35  |
|   |              | 在宅障害児(者)世帯(証明書なし)、児童支援発達施設へ通園 | 20  |
| 6 | 育児休業明け       | 育休復帰する場合                      | 10  |
| 7 | 兄弟同時利用       |                               | 30  |
| 8 | 小規模保育等卒園児    |                               | 20  |
| 9 | その他市町村が定める事由 | 保護者が保育士として就労している              | 300 |
|   |              | 保護者の勤務先が柳川市内の保育所              | 200 |
|   |              | ※調理員など                        |     |
|   |              | 広域入所(他市町村民)                   | -75 |

※保護者それぞれに点数をつけ(必要+加点)、そのうちの合計得点が低い方を対象児童の得点とする。

※同一保護者で、必要事由の種類の該当項目が2つ以上になった場合には、必要点数の高い方を適用する。

※加点の項目に複数該当する場合は、それぞれの点数を加算する。

※3歳児以上在園児が、次年度も引続き入所を希望する場合、保護者等の保育の実施を必要とする事由が求職中を除き、前年度と比べ著しい変化がない場合、前年度から引続き保育要件を有するものとして可能な限り配慮する。

※世帯の状況が、この分類表の点数により難しい場合は、福祉事務所長の判断により加点減点を行う。

※指数は原則として毎月変更を行い優先順位を確認し、

指数の高い者と競合した際、指数の低い者は年度途中であっても退所となる場合がある。

※(必要)項目に点数がない場合は保育所等の利用はできない。

※同点の場合の優先順位は以下の通りとする

- 1、希望順位
- 2、家庭内の未就学児の人数

※次年度4月入所については、市が毎年設定する受付期間内に提出した者を優先とする。

※受託(市外在住)の児童について、加点1～8は適用されない。

※虚偽の申告が発覚した場合は、退所となる。